

## 閑院第造営に見る鎌倉時代の公武関係

米澤 隼人

はじめに

江戸時代の光格天皇は朝儀の復古・再興に尽力したことで知られる。<sup>①</sup>代表的なのは、大嘗祭・新嘗祭の復古に石清水・賀茂臨時祭の再興である。そして、なによりも重要だったのが、儀礼の舞台となる禁裏御所の復古的再建であった。

天明八年（一七八八）正月、京都市中を大火が襲い、市街地の町屋のみならず、公家屋敷を始め、禁裏御所・仙洞御所までも灰燼に帰す。江戸幕府にとって御所の造営は天皇の守護と崇敬を示す良い機会であり、これまでと同様に今回も江戸幕府の責任で再建を果たすことになった。再建にあたって朝廷は、宝暦事件の連座で処罰された公家の裏松光世が謹慎中にまとめた大著『大内裏図考証』の成果を活用し、紫宸殿や清涼殿を平安時代の大内裏の規式で造営するよう江戸幕府の老中松平定信に強く要求した。完成を急ぐため渋々これを呑んだ江戸幕府によって禁裏御所が再建されたのは、寛政二年（一七九〇）十一月のことである。<sup>②</sup>

このとき新御所を見た考証学者の藤貞幹は、水戸彰考館総裁の立原翠軒宛の書簡に「南殿・中殿・承明門等、御復古六百年前へ生候心ち仕候」と記し、旧儀で再建された紫宸殿・清涼殿・承明門を眼前にして六百年前にいるような心境であると語っている。単純に計算すれば六百年前は源平争乱の余燼が残る鎌倉初期の建久元年（一一九〇）である。前年の文治五年（一一八九）十二月に源頼朝は大内裏を修造し、摂政の九条兼実には「関東所課国、其勤莫大」（『玉葉』同月三日条）と功績を称えられており、寛政二年の禁裏御所再建と似た部分がある。藤貞幹は六〇〇年という数字を適当に挙げたのではなく、武家政権の最初の首長である源頼朝の先例を念頭に置き、そこに江戸幕府の力で旧儀により再建された禁裏御所の姿を重ねたのだと考えられる。

しかし、大内裏は安貞元年（一二二七）四月の火災で完全に廃絶してしまふ。<sup>④</sup>平安後期の院政期以降、すでに天皇の日常の居所は市街地の里内裏に移行し、大内裏は荒廃が進んでいたのである。<sup>⑤</sup>源頼朝の大内裏修造は、武家による戦乱からの復興と王朝に対し恭順な姿勢を印象づける政治的演出の側面が強かった。一方、実用面で重要性が

増すのは里内裏の閑院第である。平安末期の後白河院政のもと高倉天皇・安徳天皇の居所となり、福原遷都の中断を経て、鎌倉中期の後深草天皇の時代に至るまで、閑院第は約九〇年に渡り皇居として利用された。その間、文治三年（一一八七）の源頼朝による修造を始め、建暦・寛元・建長などの大規模な修造・再建は鎌倉幕府が負担し、武家が皇居を造営するという江戸時代の幕末に至るまで続く慣例の端緒を開く。どのような事情で武家が内裏造営を負担するようになったのか、そのような疑問を解くうえで鎌倉幕府による閑院第造営は重要な論点である。

これまでに建築史を除き閑院第の造営を詳細に扱う研究は意外に無い。本稿と類似の関心のもと村井康彦氏<sup>6)</sup>が源頼朝による内裏造営を論じ、鎌倉幕府が王朝国家の秩序に組み込まれている以上、朝廷による造営の要求と武家による負担の受諾は当然の権利・義務の関係になつていたと大局的な観点からの指摘も示しているが、個別の事例は粗に上がらず具体化の余地は多く残されており、大内裏造営と閑院第造営を混同するなどの難点も見られる。すでに鎌倉時代史の研究状況は権威と権力の単純な相補関係を描くだけでは十分でない。そこで本稿は、鎌倉幕府による閑院第造営のうち文治の修造と建暦の再建の過程を対象に考察し、鎌倉時代の公武関係の一面の解明を試みたい。

## 第一章 源頼朝による造営事業の負担と協調関係の構築

源頼朝は文治年間に三種類の造営を負担している。文治三年

（一一八六）の閑院第修造、文治四年の院御所六条殿再建、文治五年の大内裏修造である。これらの計画と実施に至る過程は時期が近く少し複雑であり、さらに先行研究において混乱も見られるため、関係を簡単に整理しておきたい。

文治二年二月、京都守護として上洛することになった一条能保に源頼朝からの伝達事項が託された。『吾妻鏡』同月六日条に「又神仏事并禁裏・仙洞事、節会・除目及予州事、可<sup>（前略）</sup>被<sup>（後略）</sup>触<sup>（中略）</sup>申于議卿一事等、注<sup>（後略）</sup>二条々一、具示付云々」とある。のちの経緯を踏まえると、「神仏事并禁裏・仙洞事」は源頼朝による社寺修造・大内裏修造・院御所再建の提案を意味すると考えられる。その場合に再建の対象として想定される院御所は、寿永二年（一一八三）十一月に木曾義仲の戦火で焼失してしまつた洛東の法住寺殿である。また、大内裏は安元三年（一一七七）四月の太郎焼亡で被災し、平安末期の後白河院と平清盛の対立による政局の混乱の中で満足に修造できず放置されていた。<sup>7)</sup>

一連の造営事業は、後白河院からの一方的な命令でなく、源頼朝の積極的な要請によるものであった。これを受けて、はじめに進行したのは社寺の修造である。ただし、最初の事業は朝廷の内部だけで進行し、源頼朝は埒外に置かれていた。

まず、文治二年三月に九条兼実が社寺修造のため社司に神領の田数を注進させて不足分を受領功で補う方針を打ち出す（『玉葉』同月二十五日条）。ついで、同年六月に吉田経房が社寺修造の奉行となる（『玉葉』同月二十二日条）。そして、同年八月に諸社の修造を負う諸国からの済物免除申請により諸司で必要な経費が不足することを見越

し、あらかじめ諸司が必要とする経費を上卿に注進させるよう九条兼実が提案している（『玉葉』同月十九日条）。

源頼朝も文治二年五月に入り東海道の守護人に修造すべき諸国の総社・国分寺・国分尼寺の被害を注進させているが、やがて方針を転じ、同年八月に諸寺のほか大内裏の修造を自身の知行国に賦課させようと朝廷へ申し入れている<sup>(9)</sup>。そこで後白河院は九条兼実を責任者に決め、九条兼実は源頼朝に大内裏の修造を負担させようとするが、大内裏でなく尊勝寺・最勝寺や東寺の修造を負担させるべきという異論も他に<sup>(11)</sup>出て、結局のところ源頼朝の知行国に何らかの造営を負担させる話題は曖昧になり消えてしまう。これらの修造は後白河院にとり重要な関心事でなかった<sup>(12)</sup>。『玉葉』文治三年二月四日条によれば、源頼朝は「禁中事、云内裏之修造」、云「禁裏之雜事」、無沙汰之由、返々不便候。可レ被「計仰下」候」と事態の進展を朝廷に促しているが、大内裏の修造が再び議論されるのは文治五年のことである。その間に別の事業として進化したのが閑院第の修造である。

『吾妻鏡』文治三年五月十三日条が源頼朝による閑院第修造の最初の史料である。ただし、内容の疑わしい部分もあり、ただちに信用はできない。

閑院皇居、去々年七月、大地震動之時破壊。可レ被「加」修造<sup>(元暦二年)</sup>之由、有「沙汰」。而彼時倒傾殿舎、同冬比、被「引直」之処、清涼殿東西六箇間役、雖「被」宛「參河守」<sup>(源頼朝)</sup>、无「沙汰」。而「參」向閑東<sup>(源頼朝)</sup>之由、有「下」伝「申」<sup>(源頼朝)</sup>「二品」之者上。仍乍「浴」朝恩、懈「怠」国役、太无「謂」。可レ有「罪科」之由、以「此次」、被「仰」。參州殊恐申。今

閑院第造営に見る鎌倉時代の公武関係

度造営之時、可レ勵「微力」云々。

閑院第は元暦二年（一一八五）七月の大地震で被害を負う。そこで、同年冬に修造を行うべく、源頼朝の実弟である源範頼に清涼殿東西六箇間役が課された。しかし、源範頼が責任を果たさず鎌倉に下向したと讒言があり、彼は次の造営で罪を贖うつもりだと述べた。

実際に元暦二年七月の大地震で閑院第は清涼殿のほか西廊・築垣などが損壊し、同年冬に修造があったと見られる。このとき、清涼殿の一部は中山忠親の知行国である伯耆国の負担で修造された<sup>(14)</sup>。一方、当時の源範頼は源頼朝の命令に従い鎮西で乱後の処理や宝剣の捜索にあたっており、鎌倉へ下向したことも源頼朝の指示によるものであった<sup>(15)</sup>。それに加え、鎮西で任務に就く源範頼は同年四月に三河守辞任の意志を鎌倉に伝えており、彼は国務の重要性を十分に理解していたと考えられる（『吾妻鏡』同月二十四日条）。

このように、源範頼が清涼殿東西六箇間役の責任を果たさず下向しただけに文治三年五月の時点で鎌倉幕府による閑院第修造が決定していたかのような記述も疑わざるを得ない。

閑院第の修造に具体的な進展が見られるのは文治三年六月以降である。『玉葉』同月四日条に以下の記述がある。

殿上辺、以「定長」<sup>(源頼朝)</sup>、条々有「申入事」。其中、閑院修造事、可レ有「忽沙汰」。可レ被「尋」<sup>(鎌倉)</sup>「功国」之由、奏「之」。仰云、有「下」賜「下野」<sup>(源頼朝)</sup>「国」、可レ勤「仕彼修理」之由、申人上哉否、早可「相尋」。又自「御」所<sup>(鎌倉)</sup>も、可レ被「尋」云々。

閑院第を修造するために早く成功を付す国を決めるべきであるとして殿上人が後白河院に奏聞し、下野国に付すべきという意見があるため調べようにと後白河院が指示を出す。下野国の受領は九条兼実の家司の源季広である。<sup>(16)</sup> 朝廷は通常の受領功で閑院第を修造しようとしており、いまだ源頼朝の関与は認められない。

文治三年七月に鎌倉幕府の大江広元が京都に入る(『玉葉』同月十四日条)。大江広元による交渉の結果、源頼朝が修造を負担することになったと考えられる。<sup>(17)</sup> 同年八月に後鳥羽天皇が大炊殿に遷幸し、閑院第の修造が開始される(『玉葉』同月十二日条)。そして、鎌倉幕府の負担で修造された閑院第に後鳥羽天皇が戻るのは、わずか三か月後の同年十一月のことである。詳細な工程を知ることはできないが、短期間で完了したことを踏まえると、修造は小規模であったと考えられる。

閑院第修造の過程で最大の懸案だったのが源頼朝の恩賞である。『玉葉』文治三年十月十日条に「余仰<sub>(九条兼実)</sub>付条々事等」。閑院修造莫大之功也。若可<sub>(レ)</sub>有<sub>(二)</sub>勳賞<sub>(一)</sub>哉、如何。又群行用途合期進納。若知行国等之中、一両国などの重任功ニ可<sub>(レ)</sub>被<sub>(レ)</sub>用<sub>(レ)</sub>歟(件両条、経房、所<sub>(二)</sub>計申<sub>(一)</sub>也)」とあるのが、恩賞の話題の発端である。朝廷は新斎宮の群行に係る経費も鎌倉幕府に負担させていた。<sup>(18)</sup> 吉田経房の提案を受け、九条兼実は勳賞(昇叙)か知行国の重任を主張するが、後白河院の態度は冷淡であった。二日後の『玉葉』同月十二日条に以下の記述がある。

入夜定長<sub>(源頼朝)</sub>、為<sub>(二)</sub>御使<sub>(一)</sub>来。閑院修造頼朝卿賞事并知行国重任事等也。共不<sub>(レ)</sub>許<sub>(レ)</sub>歟。仰云、每事所存事、分明二申者也。定有<sub>(二)</sub>存旨<sub>(一)</sub>ハ、

令<sub>(レ)</sub>申<sub>(レ)</sub>歟。さかしく不<sub>(レ)</sub>可<sub>(レ)</sub>被<sub>(レ)</sub>仰<sub>(二)</sub>左右<sub>(一)</sub>之勿論也云々。  
後白河院は「閑院修造頼朝卿賞」(昇叙)と重任を両方ともに許さず、源頼朝は希望があれば率直に申す人物であり、あえて恩賞を与える必要はないと拒絶している。しかし、それでも九条兼実は再び昇叙を提案しており、彼の執拗な態度は注目に値する。<sup>(19)</sup>

一方、当事者である源頼朝も官位の昇進を望んでいなかった。『吾妻鏡』文治三年十月二十五日条に源頼朝の意向を示す大江広元宛の奉書がある。

閑院殿、依<sub>(二)</sub>造営事<sub>(一)</sub>、御勳賞などの事、若其沙汰出来者、可<sub>(レ)</sub>令<sub>(二)</sub>辞申<sub>(一)</sub>也。勳功賞、度々可<sub>(レ)</sub>依<sub>(二)</sub>申請<sub>(一)</sub>御上之旨、雖<sub>(レ)</sub>被<sub>(レ)</sub>仰下<sub>(一)</sub>、造作賞などよりは勳功賞を、可<sub>(レ)</sub>給<sub>(レ)</sub>事なれば、御<sub>(二)</sub>居<sub>(一)</sub>住田舎之上者、旁无<sub>(二)</sub>便宜<sub>(一)</sub>之間、乍<sub>(二)</sub>恐悦<sub>(一)</sub>、再三、令<sub>(二)</sub>辞退申<sub>(一)</sub>給畢。如<sub>(レ)</sub>此、可<sub>(二)</sub>言上<sub>(一)</sub>也。次、云<sub>(二)</sub>閑院殿作事<sub>(一)</sub>、云<sub>(二)</sub>新斎宮用途<sub>(一)</sub>、如<sub>(レ)</sub>此之勤、可<sub>(レ)</sub>募<sub>(二)</sub>申成功<sub>(一)</sub>之由、被<sub>(二)</sub>仰下<sub>(一)</sub>者、御知行国々、相模・武蔵・駿河・伊豆・信濃・越後、已下六ヶ国、重任之功ニ可<sub>(レ)</sub>令<sub>(二)</sub>申成<sub>(一)</sub>給上候也者。仰旨、如<sub>(レ)</sub>此。仍以執啓如<sub>(レ)</sub>件。

十月廿五日

盛時奉

因幡前司殿

源頼朝は田舎に居住していることを理由に御勳賞(昇叙)を辞退するが、閑院第の修造や新斎宮用途の調達を成功に充てるのであれば、知行国を重任してほしいと伝えている。後半の「御知行国々(中略)已下六ヶ国、重任之功ニ可<sub>(レ)</sub>令<sub>(二)</sub>申成<sub>(一)</sub>給上候也」という部分は、源頼朝が六か国の重任を要求しているかのようにも解釈できるが、昇叙の代

替案であるにせよ、小規模な修造に六か国の重任を充てることは、あまりに過大な要求で現実離れしており、前半部の記述に見られる遠慮がちな態度と矛盾している。

成功の場合の恩賞は遷幸の当日に付与されるのが通例である。遷幸の内容を記す『玉葉』文治三年十一月十三日条により、源頼朝の実際の希望は二か国の重任であったことが分かる。

次定経(兼忠)帰来、仰<sub>レ</sub>院宣<sub>一</sub>。任<sub>二</sub>其趣<sub>一</sub>、仰<sub>レ</sub>下造宮賞<sub>二</sub>了<sub>一</sub>（閑院修造賞、

武蔵国重任也。頼朝可<sub>レ</sub>叙<sub>二</sub>正二位<sub>一</sub>之由、豫有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>。而依<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>

不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>賞之由<sub>一</sub>、不<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>也。此次、齋宮群行用途料、被<sub>レ</sub>

仰<sub>二</sub>相模国重任<sub>二</sub>了<sub>一</sub>。広元(大元)、閑院修造可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>両国重任<sub>一</sub>之由、雖<sub>レ</sub>

令<sub>二</sub>申、無<sub>二</sub>天許<sub>一</sub>也。次余退出(九条兼実)。修造之躰、雖<sub>二</sub>莫大<sub>一</sub>、頗有<sub>レ</sub>

可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>旨事等<sub>上</sub>。又舗設不法殊太云々。抑、行幸・行事賞

之間事、以<sub>二</sub>定経<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>旨、猶不<sub>レ</sub>慥。仍以<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>、明且

可<sub>二</sub>尋申<sub>一</sub>。今夜書<sub>二</sub>消息<sub>一</sub>、明且、以<sub>二</sub>隨身<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>院也。(後白河院)

閑院第修造の恩賞は武蔵国の重任であり、九条兼実が強く主張していた昇叙は源頼朝の要望を聞き入れ却下された。<sup>(21)</sup>さらに齋宮群行用途の恩賞として相模国の重任が宣下された。大江広元は閑院第修造の恩賞として二か国の重任を要求していたが、それは後白河院が許可しなかつた。九条兼実が短期間の小規模な修造を「莫大」と誇張するのは、これまで源頼朝の昇叙を主張してきた自身の姿勢を弁護するためにはならない。冷淡な態度を取る後白河院や、それに同調するように官位に対し無頓着を装う源頼朝の姿と対照的である。源頼朝の存在を背景に政治的立場を強化しようとする九条兼実にとって、源頼朝の地位を

上昇させることは喫緊の課題であったと考えられる。決定の真偽を疑う九条兼実は後白河院の意向を自ら確認すると記し、動搖の色を隠せない。どのような返答があったのか結論までは記していないが、九条兼実にとり後味の悪い結末になったことは想像に難くない。

このように文治三年の閑院第修造は源頼朝の積極的な要請で実現したが、それは必ずしも後白河院が望んだものではなかつた。院政期の通常の受領功ならば事前の契約として重任宣旨が与えられるし、上皇が主従関係を前提として院近臣に奉仕させる場合ならば遷幸の日の重任宣旨の他に官位を含む複数の恩賞が優遇措置として付与される。<sup>(22)</sup>それに対し源頼朝の閑院第修造の場合、事前の重任宣旨は無く、要請しなければ恩賞も全く付与されず、明らかに院政期の受領・院近臣の成功と比べ異質である。むしろ対価を期待しない贈与に近く、重任宣旨の獲得よりも経済的奉仕を媒介に後白河院と良好な政治的関係を構築することが源頼朝の第一の目的であったと考えられる。一方、閑院第修造の次に行われた院御所六条殿の再建や大内裏の修造においては、徐々に両者の関係に変化の兆候が現れ出す。源頼朝による閑院第修造の特質を明瞭にするため、これらについても考察を加えておきたい。

文治四年四月十三日、後白河院の持仏堂である長講堂を擁す六条殿が火災に遭う（『玉葉』同月十三日条）。中原親能の飛脚が院御所炎上の第一報を鎌倉に告げたのは同月二十日のことである（『吾妻鏡』同日条）。翌日、すぐに源頼朝は京都の一条能保に使者を出す。『吾妻鏡』同月二十一日条に「被<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>御書<sub>一</sub>上、得<sub>レ</sub>意、可<sub>レ</sub>然之様、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>伺

奏<sup>一</sup>之由、被<sup>レ</sup>遣<sup>二</sup>御文於右武衛<sup>三</sup>云々」とあり、源頼朝は一条能保に後白河院を訪うよう指示し、院御所再建の意向を探らせた。

元来、院御所の六条殿は院近臣平信業の四分の一町の邸宅であり、それを今度の再建で一町に拡大し、諸国の負担で造営することになった。『山槐記』同年十二月五日条に「六条北、西洞院西、故大膳大夫信業朝臣宅、為<sup>二</sup>御所<sup>一</sup>。及<sup>二</sup>去四月<sup>一</sup>、焼亡。本四分一宅也。今度一町、被<sup>レ</sup>造<sup>レ</sup>之、被<sup>レ</sup>宛<sup>二</sup>諸国<sup>一</sup>。自<sup>二</sup>去年<sup>一</sup>、伊勢役夫工事、世以不請」とある。すでに伊勢神宮の式年遷宮に備え諸国に役夫工米が賦課されており、そのような状況の下で世間は二重の負担を歓迎しなかった。役夫工米と競合していることを踏まえると、院御所再建の負担は成功でなく国宛や一国平均役と呼ばれる方式で調達されたと考えられる<sup>(24)</sup>。

源頼朝の訪に対し後白河院からの返報は『吾妻鏡』文治四年六月九日条にある。

六条殿作事、可<sup>レ</sup>抽<sup>二</sup>営作功<sup>一</sup>之由、<sup>(源頼朝)</sup>二品依<sup>二</sup>令<sup>一</sup>申給<sup>一</sup>、造営事、整思食之処、如<sup>レ</sup>此、令<sup>レ</sup>申之条、殊悦思食。件御所被<sup>レ</sup>立者、如<sup>レ</sup>本、長講堂可<sup>レ</sup>候也。有<sup>二</sup>其沙汰<sup>一</sup>哉。件堂傍褻御所、可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>沙汰<sup>一</sup>歟。只可<sup>レ</sup>令<sup>二</sup>相計<sup>一</sup>候。去廿日御教書(経房卿奉)、所<sup>二</sup>到来<sup>一</sup>也。

後白河院が六条殿再建の意志を固めたところ、折り好く源頼朝が再建を申し入れ、院宣で長講堂が長講堂の側に建つ褻御所の造営が提示された。長講堂は後白河院の信仰において重要な意味を持つ持仏堂であり、それだけに持仏堂を含む邸宅の再建を急ぐ後白河院は源頼朝の提案を好意的に受け入れたと見られる。同年七月、源頼朝の知行国

の負担分を中原親能が奉行することになり、遠江国の受領安田義定の負担も院宣で指示された(『吾妻鏡』同月十一日条)。同じ頃、九条兼実の知行国も修造を負担するように指示されている。『玉葉』文治四年七月一日条に「承候了。更不<sup>レ</sup>可<sup>二</sup>煩申<sup>一</sup>。但合期之勤、不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>叶。聊可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>延引<sup>一</sup>歟。抑々今度御作事、専不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然之由、条々申<sup>二</sup>子細<sup>一</sup>了。雖<sup>レ</sup>恐<sup>レ</sup>違<sup>二</sup>叡慮<sup>一</sup>、偏存<sup>レ</sup>忠之故也」とあり、九条兼実は後白河院の個人的理由による院御所の再建を重荷に感じ協力的な態度である。後白河院の院御所再建は京都の貴族に支持されず、源頼朝の協力が再建を遂行させる上で重要な役割を果たした。

六条殿が完成し、後白河院が移徙したのは文治四年十二月十九日のことである。当日の様子を記す藤原定長の『山承記』同日条に「<sup>(兼実)</sup>藝御所并三品局、二位<sup>(源頼朝)</sup>所課也」とあり、源頼朝の実際の負担は褻御所と三品局であったことが分かる。他の分担者に比べ負担が重く、建造物の重要性も高い。褻御所は後白河院の私的な空間であり、三品局は後白河院の寵妃高階栄子(丹後局)の居所である。高階栄子こそは後白河院と並ぶ六条殿の主役であり、のちに後白河院と高階栄子の間に生まれた宣陽門院が長講堂に集積された莫大な荘園群を継承することになる。

造営後に後白河院の褒詞が大江広元と中原親能の使者により次々と鎌倉に伝達された。また、造営の分担者の中で鎌倉幕府の奉行人である中原親能だけに後白河院からの恩賞として三頭の馬が下賜された。源頼朝は後白河院の信仰に関係の深い六条殿の再建を通じ歡心を買ひ、そこで形成された関係が次の大内裏修造に繋がることにな

る。

大内裏は院政期に入り実態を失い衰退するが、保元三年（一一五八）の信西による復興の如く、為政者の威光を誇示するために何度か再建・修造されたこともあった。少年期を京都で過ごした源頼朝が信西の大内裏に憧憬を抱いていたか分らないが、太郎焼亡で被災し平安末期の政局の混乱の中で放置された大内裏を修造することは、ただの経済的奉仕でなく、平家に破壊された秩序の再建という政治的意味を持つ。それだけに大内裏の修造は重要であった。

かつて議論された大内裏修造の話題が再び俎上に載るのは文治五年二月である。『玉葉』同月三日条に「仰<sub>下</sub>大内修造国々所詮可<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>関東<sub>一</sub>事<sub>上</sub>」とあり、九条兼実により源頼朝の負担で大内裏を修造することが建議された。大内裏修造の情報は同月十二日に一条能保の使者が鎌倉へ伝達<sup>(31)</sup>し、同年三月に正式な命令が院宣で下される<sup>(32)</sup>。

当然ながら文治二年からの念願である大内裏の修造に対し源頼朝は意欲的であった。それを良く表すのが『吾妻鏡』文治五年三月十三日条の源頼朝による後白河院宛の請文である。

一、大内殿舎・門・廻廊及築垣事

右、明年正月以前、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>修造<sub>一</sub>之由、（吉田頼朝）頭弁奉書、拜見給候畢。

此御時、尤可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>候。任<sub>二</sub>先例之符案<sub>一</sub>、仰<sub>三</sub>所課之諸国<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>到<sub>二</sub>其勤<sub>一</sub>候也。然者頼朝（源頼朝）知行八箇国之分、注<sub>二</sub>載別紙<sub>一</sub>、可<sub>二</sub>下預<sub>一</sub>候。云<sub>二</sub>閑院御修理<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>六條殿経営<sub>一</sub>、連々勤仕候てハ候へとも、其事を勤て候へハとして、此事をは更無<sub>二</sub>辞退之思<sub>一</sub>候。云<sub>二</sub>朝家御大事<sub>一</sub>、云<sub>二</sub>御所中雜事<sub>一</sub>、雖<sub>二</sub>何箇度

候<sub>一</sub>、頼朝こそ可<sub>二</sub>勤仕<sub>一</sub>事にて候へハ、愚力の及候はん程ハ、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>奔走<sub>一</sub>候。但諸国遂<sub>レ</sub>日て庄園者増加仕候。国領者減少候へハ、受領之力も、皆被<sub>レ</sub>察候。定無<sub>二</sub>計略<sub>一</sub>歟。尤以不便思給候。然而頼朝知行国々ハ、縦如<sub>レ</sub>然仰にても、全不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>善悪<sub>一</sub>候。方々之公事、隨<sub>レ</sub>堪、相宮候也。

後白河院からは明年正月までに修造を完了させるよう命令される。すでに源頼朝は奥州平定後の政治的動向を視界に捉え、後白河院と強固な信頼関係を構築することに一段と注力していたと考えられる。後白河院に恭順な姿勢を示し政界に地位を築こうと躍起になる源頼朝は、命令ならば何であれ幾度も勤仕するし、諸国が疲弊するなかで自分だけは可能な限り必ず奉仕するなど阿諛追従に余念が無い。

後白河院も今度の大内裏修造に積極的な姿勢で臨み、造内裏役を賦課するための太政官符が到来しなくとも内々に準備を進めるように、源頼朝に院宣で命じている<sup>(33)</sup>。造内裏役は伝統的に国宛・一国平均役の方式で諸国に賦課されていた<sup>(34)</sup>。実際に文治五年の大内裏修造の負担も、源頼朝の八か国の知行国に加え、他の諸国に対しても賦課されている。しかし、『玉葉』文治五年十二月三日条に「閑東所課国、其勤莫大。他国々、大略如<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>其功<sub>一</sub>。就中、西三箇国、一切不<sub>レ</sub>懸乎。宰吏之懈怠、責而有<sub>レ</sub>余」とあり、源頼朝の貢献の大きさは他の諸国に比べ歴然としていた。

大内裏修造が終わった時期は未詳である。ただし、文治六年の元日に後鳥羽天皇が大内裏に居ることから、修造は当初の計画どおり文治五年の年内に完了したと見られる<sup>(35)</sup>。『吾妻鏡』文治六年二月十一日条

の後白河院宛の源頼朝請文によれば、同年正月に後白河院は源頼朝に恩賞の希望を訊ね、一方の源頼朝は再び恩賞を固辞している。

去月廿二日御教書、今月十日、謹以拜見候畢。依<sub>レ</sub>知行国々所課<sub>一</sub>、大内修理事、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>抽賞<sub>一</sub>候は、傍輩定驚思候歟。且他国も致<sub>レ</sub>忠て候も候らん。勸賞事、更不<sub>レ</sub>存候。只如<sub>レ</sub>此、以<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>叡感<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>勸賞<sub>一</sub>候也。有忠無忠之議於被<sub>二</sub>試仰下<sub>一</sub>候者、雖<sub>二</sub>自今以後<sub>一</sub>、傍輩も定以<sub>レ</sub>勸<sub>二</sub>忠勤<sub>一</sub>候歟。以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>令<sub>二</sub>洩達<sub>一</sub>給<sub>上</sub>候。頼朝恐々謹言。

二月十一日

頼朝請文

文治二年以来の目標を達成し、さらに他国よりも多額の賦課を負担したが、それでも源頼朝は勸賞を辞退し、他国の知行国主・受領に対しても殊勝な配慮を忘れない。後白河院も源頼朝の意思を尊重し、恩賞の付与を取り下げた（『吾妻鏡』文治六年三月十四日条）。

源頼朝は文治二年に社寺修造・院御所再建・大内裏修造を提案し、実際は閑院第修造・六条殿再建を経て大内裏修造を果たした。当初は冷淡な後白河院の態度も、文治年間の政治過程の中で融和が進み、同時に源頼朝が造営を重ねることで武家が朝廷の造営事業を請け負う関係が形成された。つぎの建暦の閑院第再建は、このような先例を前提として鎌倉幕府に託されたと考えられる。ただし、朝廷の政治は後鳥羽院政に移行し鎌倉時代の公武関係は新局面に入る。そのような政治的環境の下で、どのように建暦の閑院第再建は行われたのか、次章で考察したい。

## 第二章 後鳥羽院政と再建事業の構造

源頼朝により修造された閑院第は承元二年（一一〇八）十一月に炎上し、建暦三年（一一一三）二月に再建される。焼失後の再建に至る過程を知るには『遷幸部類記』所引「光親卿記」建暦三年二月二十七日条の記述が参考になる。記主の葉室光親は閑院第再建の上卿である。

閑院、二条以南、西洞院以西、此所中山入道閑白領也。而高倉院御宇、被<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>、其後、已為<sub>二</sub>数代之皇居<sub>一</sub>。新院御在位之間、去承元<sub>二</sub>年炎上<sub>一</sub>。仍去年、有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>実朝卿<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>造宮<sub>一</sub>。春比、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>指図<sub>一</sub>。七月事始、十二月上棟。三ヶ月之内、忽終<sub>二</sub>成風之功<sub>一</sub>。予、自<sub>二</sub>最前<sub>一</sub>、奉行事、即雖<sub>二</sub>辞申<sub>一</sub>、猶被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>。造宮行事、古来、被<sub>レ</sub>撰<sub>二</sub>人歟。而今、応<sub>二</sub>其撰<sub>一</sub>、遂<sub>二</sub>其節<sub>一</sub>。付<sub>レ</sub>公、付<sub>レ</sub>私、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>脱。実朝卿知行国、遠江・駿河・武蔵・相模等也。其内、以<sub>二</sub>相模<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>造宮国<sub>一</sub>了。指図、今度、多被<sub>レ</sub>模<sub>二</sub>大内<sub>一</sub>。但、南庭、猶有<sub>レ</sub>池（是古池也）。仁山智水、可<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>修<sub>二</sub>聖賢者歟。紫宸・清涼・宜陽・校書殿、日華・月華等門、軒廊・弓場殿等、大略不<sub>レ</sub>違。或縮<sub>二</sub>間数<sub>一</sub>、或減<sub>二</sub>寸法<sub>一</sub>、随<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>斟酌<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>旁記<sub>一</sub>。凡、華檼、在<sub>二</sub>春御烈<sub>一</sub>、雲楣、当<sub>二</sub>天昭曜<sub>一</sub>。今見<sub>二</sub>土木之美<sub>一</sub>、恐<sub>レ</sub>背<sub>二</sub>茅茨之儉<sub>一</sub>。元録之美、豈<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及乎。

松殿基房の邸宅である閑院第は高倉天皇の時代に献上されて歴代の皇居となる。土御門天皇の在位中の承元二年に閑院第が焼失し、建暦一



年に後鳥羽院が源実朝へ再建の命令を出す。同年春に指図（平面図）を下し、七月の事始を経て、十二月に上棟が行われた。竣工までの期間は三か月であり、葉室光親が上卿をつとめた。造宮国は源実朝の知行国のうち相模国である。今度の再建の指図は大内裏の宮殿を模倣したが、南庭に古池が残る。紫宸殿のほか殿舎・門廊などが有るのは大内裏と変わらないが、敷地に合わせて規模が調整された。

「光親卿記」は後鳥羽院が建暦二年（一一二二）に再建を指示したと記しているが、『玉藻』承元四年（一一二〇）二月二十四日条の記述により、それよりも早い時期に指示を出していたことが分かる。

新中将資家朝臣来。良久言談。或人語云、閑院地、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>造内裏<sub>一</sub>云々。被<sub>レ</sub>仰<sub>三</sub>三位中将実朝卿<sub>一</sub>、已領状云々。如<sub>二</sub>土御門内裏<sub>一</sub>、若被<sub>レ</sub>造。不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>、猶不審。如<sub>二</sub>旧指図<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>造者、可<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>世間公事<sub>一</sub>。可<sub>レ</sub>尽<sub>レ</sub>公也。為<sub>レ</sub>後、記<sub>レ</sub>之。

承元四年二月の時点で閑院第の旧跡に皇居を再建するという噂があり、すでに命令を下された源実朝は負担を承知していたという。大内裏の様式を採用することは初めから構想されていた。先例として示された土御門内裏は鳥羽・崇徳・近衛の三代の居所として利用された里内裏である。建築史の分野においては良く知られた存在であり、大内裏の宮殿と同様に紫宸殿・清涼殿などの殿舎を備え、夜の閑白と呼ばれた白河院の腹心葉室顕隆により造営された。<sup>(38)</sup> 旧指図は焼失以前の閑院第を指す。松殿基房により造営された旧来の閑院第は寝殿と対屋を中心に構成された一町の敷地に建つ寝殿造の邸宅であり、それが里内裏として利用されていた。<sup>(39)</sup>

再建は建暦二年七月の事始と同年十二月の上棟を経て翌年二月の竣工を見る。<sup>(40)</sup> しかし、一町の敷地に大内裏の宮殿を再現することは容易でなく、「光親卿記」に「紫宸・清涼・宜陽・校書殿、日華・月華等門、軒廊・弓場殿等、大略不<sub>レ</sub>違。或縮<sub>二</sub>間数<sub>一</sub>、或減<sub>二</sub>寸法<sub>一</sub>、随<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>斟酌<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>旁記<sub>一</sub>」とあり、殿舎・門廊は大内裏の本来の規模よりも縮小を余儀なくされた。<sup>(41)</sup>

規模の縮小による弊害の一端は『明月記』建暦二年十月九日条の記述により知ることができる。

造閑院指図（<sub>レ</sub>経高朝臣、持<sub>レ</sub>之）、其間数、已余<sub>二</sub>地程<sub>一</sub>。仍暫不<sub>レ</sub>築<sub>二</sub>々垣<sub>一</sub>。申<sub>二</sub>事由<sub>一</sub>云々。指図、尤可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>慥<sub>二</sub>算合<sub>一</sub>歟。与<sub>二</sub>左衛門督<sub>一</sub>、見<sub>レ</sub>之。床子座・和徳門・青鏤門<sub>一</sub>、太失<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>者歟。不<sub>レ</sub>違<sub>二</sub>□<sub>一</sub>。

平面の設計図である指図と実際の状態が合わないため築垣を設置できず計算し直す必要があり、とくに紫宸殿の東側に建つ綾綺殿の周囲の床子座・和徳門・青鏤門などに不備が多く見つかった。竣工後の遷幸の様子を記す『吾妻鏡』建暦三年三月六日条からも、不備により殿舎が何度も手直しされたことを知ることができる。

仍建<sub>二</sub>殿舎<sub>一</sub>之後、相<sub>二</sub>違<sub>二</sub>于指図<sub>一</sub>之事、多<sub>レ</sub>之。亦間数等、不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>前々儀<sub>一</sub>。作改之事、及<sub>二</sub>度々<sub>一</sub>。南殿間、挟<sub>二</sub>陣座<sub>一</sub>間数、有<sub>レ</sub>限。或出<sub>レ</sub>南、無<sub>二</sub>小庭<sub>一</sub>。或出<sub>レ</sub>北、無<sub>二</sub>恭礼門<sub>一</sub>。遂以<sub>二</sub>恭礼門<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>北。

建造された殿舎は指図と相違し間数は先例と違う。規模を縮小したことで紫宸殿の東側の陣座の間数が不足し、清涼殿の南側にある小板敷

の前の小庭や紫宸殿の東側の恭礼門が造られないという欠陥も見られた。

このような事情もあり再建された殿舎に寄せられた関心は高く、竣工の直前である建暦三年二月に後鳥羽院と九条道家が続け様に閑院第を巡検し、同じ頃に藤原定家も嫡男の為家を伴い閑院第を歴覧し詳細な記録を残している。

混乱の要因である指図の製作者は誰か。後年の建長の再建に際し摂政の近衛兼経は建暦の再建の事情を知る義父の九条道家に先例を問う。談話の内容は『岡屋関白記』宝治三年（一二四九）二月二十一日条に記録されており、九条道家が指図の製作者に言及しているだけに注目される。

又曰、閑院被<sub>二</sub>造営<sub>一</sub>者、差図、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>誰人<sub>一</sub>哉。先度承元造営之時、松殿可<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>之由、人存<sub>レ</sub>之。先例有職人承<sub>レ</sub>之故也。近則法性寺殿、令<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>之給。或時者雅頼卿、承<sub>レ</sub>之。余答云、今度事、未<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>。承元誰人承<sub>レ</sub>之哉。禪閣咲云、預法師、于<sub>レ</sub>時、称<sub>二</sub>指図房<sub>一</sub>。件法師、示<sub>二</sub>合或者<sub>一</sub>、奉<sub>二</sub>仕之<sub>一</sub>。仍於<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>。今度尤可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>引直<sub>一</sub>歟。

建長の再建の指図は誰に製作させるのか。かつて藤原忠通や源雅頼などの有職人が製作したことを踏まえて承元（建暦）の時は松殿基房が製作すると思われるかと九条道家が話す。近衛兼経が実際は誰が製作したのかと尋ねると、九条道家は指図房と称す預法師が或者と相談し製作したと明言を避け、だから今度は作り直すべきだと言う。

藤原忠通は「公事ハ大内コソ本ナレ」と考え鳥羽院に大内裏の再建

を進行し「昔心ノ人」と呆れられたほどの人物であり、源雅頼は福原遷都で内裏の造営が計画されたときの指図の製作者である。松殿基房は父である藤原忠通からの伝授により摂関家の口伝・教命を習得し有職故実の師範として貴族社会で尊敬されていた。

笑いつつ話を誤魔化したという九条道家の態度は意味深長である。実際に九条道家は指図の製作者の正体を知っていた。「光親卿記」に「仍去年、有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>実朝卿<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>造営<sub>一</sub>。春比被<sub>二</sub>下<sub>二</sub>指図<sub>一</sub>」とあり、建暦二年の春に後鳥羽院が源実朝へ指図を下しているが、それと同じ時期の九条道家の日記『玉蘂』建暦二年二月二十四日条に「便宜指図上皇宸作云々。已遣<sub>二</sub>閑東<sub>一</sub>了」とある。指図は後鳥羽院が自ら製作したのである。

源実朝に下された後鳥羽院の指図は御家人に負担を転嫁するため利用されたと考えられる。御家人たちは殿舎・門廊・築地ごとに実際の造営を分担したからである。負担の分配を示す記録で有名なのは、鎌倉中期の建長の閑院第再建で作成された『吾妻鏡』建長二年（一二五〇）三月一日条所載「閑院殿造営雜掌目録」である。御家人の規模に応じ割り振られた殿舎・門廊・築地などの負担が二五〇項目に渡り記されている。これと同様に建暦の再建の負担も御家人に割り振られていた。建長元年五月二十七日「平亀若丸請文案」は、建長の再建に際し幼い当主平亀若丸の名で鎌倉幕府に提出された千葉氏の請文の草案である。そのなかで千葉氏は建暦の先例を示し負担の軽減を求めている。

閑院内裏御造営事、御教書謹以下給候畢。抑去寛元々年七月之比、

被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>内裏修理<sub>一</sub>之處、就<sub>二</sub>去建曆御造當時之雜掌<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>修<sub>一</sub>理 宮御方侍<sub>一</sub>□由、被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候之間、令<sub>二</sub>修<sub>一</sub>復<sub>一</sub>候畢。  
[為御不審、故武藏入道殿御]・時御教書案・進<sub>上</sub>上<sub>一</sub>・而至<sub>二</sub>今度<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>造<sub>一</sub>進<sub>一</sub>□對<sub>一</sub>之由、被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候之間、尤難<sub>二</sub>合期<sub>一</sub>者也。且建曆御造宮□、祖父成胤之時也。至<sub>二</sub>龜若丸<sub>一</sub>者、僅雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>嫡家相伝之名<sub>一</sub>、致<sub>レ</sub>□分所領面々之間、所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候上<sub>一</sub>之御公事等、有<sub>二</sub>催促<sub>一</sub>之□、希<sub>二</sub>勤仕<sub>一</sub>之輩也。然者、縱雖<sub>二</sub>彼御侍<sub>一</sub>、猶以難<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>致<sub>一</sub>合期之沙汰候歟。況於<sub>二</sub>西対<sub>一</sub>哉。就<sub>レ</sub>中、今年、適相<sub>二</sub>当京都大番役<sub>一</sub>候畢。□仰御還迹、<sub>所<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>造<sub>一</sub>進<sub>一</sub> 宮御方侍<sub>一</sub>之由、為<sub>レ</sub>被<sub>下</sub>下<sub>一</sub>、龜若丸恐惶謹言。</sub>

建長元年五月廿七日

平龜若丸請<sub>一</sub>

これまでに千葉氏は建曆・寛元の二度の修造で宮御方侍を造進してきたが、建長の再建においては負担の重い西対の造進を指示された。千葉氏は家領の分割が進んだことに加え今年には京都大番役があるため先例の通り宮御方侍を造進させて欲しいと願ひ出る。

請文に「寛元々年七月」とあるのは寛元二年（一二四四）七月の誤記である。『平戸記』寛元二年七月二十六日条に「今日閑院遷幸。被<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>改清涼代<sub>一</sub>。仍被<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>移徙儀<sub>一</sub>。其外雖<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>修造之儀<sub>一</sub>、大旨如<sub>二</sub>新造<sub>一</sub>。関東造進也」とあり、鎌倉幕府により清涼殿などの大規模な修造が施されている。京都大番役については、千葉氏の守護国である伊賀国で在国の武士が建長元年七月一日からの大番役をつとめるよう守護代に催促されている。しかし、千葉氏の申請は叶わず、結局は西対を造進させられた（「閑院殿造宮雑掌目録」）。

鎌倉幕府が諸国の御家人に対し御家人役を賦課するときに必要なのが、国毎に作成された大田文である。大田文は合戦の戦後処理や御家人役の調達を契機に作成された。建曆の再建の時期においても大田文が作成されており、『吾妻鏡』承元四年三月十四日条に以下の記述がある。

被<sub>レ</sub>造<sub>二</sub>武蔵国田文<sub>一</sub>。国務条々、更定<sub>レ</sub>之。当州者、右大将家御代初、為<sub>二</sub>一円朝恩<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>国務<sub>一</sub>給上<sub>一</sub>也。仍建久七年雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>国檢<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>目録沙汰<sub>一</sub>云々。

武蔵国は源頼朝の時代に知行国として支配することを認められ、建久七年（一一九六）に検注を実施したが、大田文を作成しておらず、承元四年三月に至り調進された。さらに『吾妻鏡』建暦元年十二月二十七日条に「明春、駿河・武蔵・越後等国々、可<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>整大田文<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>行光<sub>一</sub>・清定<sub>一</sub>云々」とあり、政所の職員である二階堂行光と清原清定に対し駿河・武蔵・越後の大田文を作成するように命令が下されている。閑院第は承元二年（一二〇八）十一月に焼失し、承元四年二月に再建の命令が下り、建暦二年（一二二二）七月の事始と同年十二月の上棟を経て、建暦三年二月の完成に至る。再建の経緯を踏まえると、承元四年三月・建暦元年十二月に見られる大田文の作成は、閑院第再建の負担を御家人役として賦課するために実施された可能性が高い。若狭国国富荘の地頭に「閑院造替」の課役が賦課された事例もあるが、それよりも西の地域における御家人役の賦課は確認できず、閑院第の再建は東国に基盤を持つ御家人が中心となり負担したと考えられる。

このように閑院第再建の負担は鎌倉幕府の内部で御家人役として処理されたが、後鳥羽院と源実朝の間においては成功による負担の関係が結ばれた。「光親卿記」に「以相模、被<sub>レ</sub>定造宮国了」とあり、後鳥羽院は成功に際し源実朝の知行国である相模国を経費調達<sub>二</sub>の造宮料国とする。ただし、成功の原理は受領の私財を献上することであり、一概に造宮料国からの利益だけを成功に充当させる必要は無い。造宮料国の指定は後鳥羽院と源実朝が成功の形式を取り負担の関係を結ぶ建前上の措置であり、造宮料国である相模国と知行国主の源実朝は、命令を下す後鳥羽院と再建を負担させられる御家人を繋ぐ媒介として機能したのである。

なお、閑院第の竣工後、遷幸の日に相模国の知行国主である源実朝は昇叙の恩賞を受け、同時に相模国の受領である北条義時は造国司として重任宣旨と昇叙の恩賞を得る<sup>(56)</sup>。後鳥羽院は源実朝を院近臣として処遇していたとされるが、遷幸と同日の重任宣下や恩賞の付与は主従関係を結ぶ院近臣に奉仕させる場合に見られる成功の特徴である<sup>(58)</sup>。

後鳥羽院の専制的側面は既に良く知られており、それは建暦の閑院第再建においても端々に現れるが、一方で源実朝の主体性は全く見えない。閑院第再建の半年後の『吾妻鏡』建暦三年（一二二二）十月三日条は、そのような当時の後鳥羽院と源実朝の関係を如実に表す記事である。

今日、以<sub>二</sub>御書<sub>一</sub>、有<sub>下</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>于大宮大納言殿方<sub>一</sub>之事上。自<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>課<sub>二</sub>西国御領等臨時公事<sub>一</sub>也。一切不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>之由、

如<sub>二</sub>広元朝臣<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>之、仰<sub>レ</sub>曰、於<sub>二</sub>一向停止之儀<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然。至<sub>二</sub>向後<sub>一</sub>者、楚忽事者、非<sub>二</sub>雑掌等之所堪<sub>一</sub>。假令兼日粗可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>定仰<sub>一</sub>之旨、可<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>之者。仍前大膳大夫、於<sub>二</sub>宿館<sub>一</sub>、書<sub>二</sub>整此御書<sub>一</sub>、遠江守親広、為<sub>二</sub>御使<sub>一</sub>、数度往廻。親広、申<sub>二</sub>請御判印<sub>一</sub>。即為<sub>二</sub>京進<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>藤民部大夫行光<sub>一</sub>云々。

西国の所領に臨時公事を課そうとする後鳥羽院の意向に対し宿老の大江広元は反発するが、若い將軍の源実朝は拒否できず後鳥羽院の要求を呑む。閑院第再建を経て要求を増長させた後鳥羽院に対し御家人は不満を抱き、明確な意思を示せない源実朝は鎌倉幕府の内部で孤立の道を歩む。

#### おわりに

自ら積極的に造営を求め実現させた源頼朝と対照的に、源実朝による建暦の閑院第再建は後鳥羽院の影響力が強く見られる。里内裏に大内裏の様式を採用し、朝廷の権威は高められたと考えられるが、承久の乱の敗北で後鳥羽院の政治的生命は終わりを告げ、執権北条氏を領袖とする鎌倉幕府が皇位決定権に絶大な影響力を持つ。同様に皇居の閑院第は鎌倉幕府による寛元・建長の造営で維持された。鎌倉幕府にとり因縁の深い閑院第が乱後も維持されたのは、後鳥羽院の由緒よりも重視すべき理由が存在したからと考えられるが、それは何だったのか。後鳥羽院よりも以前の閑院第に遡り考察する必要がある。それに加え、正元元年（一二五九）五月の火災で閑院第が焼失し廃絶するに

至る理由の解明も重要な課題である。閑院第の維持を止め廃絶させたのは鎌倉幕府の影響力の後退なのか。鎌倉後期の複雑な宮廷社会の実情と鎌倉幕府の政治的関係を合わせて考察する必要がある。紙幅に対し残された課題は多く、あらためて別稿で考察したい。

## 注

- (1) 藤田覚『講談社学術文庫』天皇の歴史 6 江戸時代の天皇』（講談社、二〇一八年。初刊二〇一一年）、二二九～二三八頁。
- (2) 藤田覚『近世政治史と天皇』（吉川弘文館、一九九九年）第四章「寛政内裏造営をめぐる朝幕関係」（初出一九九一年）。藤岡通夫『京都御所新訂』（中央公論美術出版、一九八七年。初刊一九五六年）第二篇第十章「寛政御造営の内裏」。
- (3) 『日本藝林叢書』第九卷、三三～三五頁。
- (4) 詫間直樹編『皇居行幸年表』（統群書類従完成会、一九九七年）。
- (5) 橋本義彦『平凡社選書』平安貴族』（平凡社、一九八六年）「里内裏沿革考」（初出一九八一年）。
- (6) 村井康彦『日本文明史 第五卷 文明の展開 乱世の創造』（角川書店、一九九一年）。
- (7) 高橋昌明編『洛中洛外 京は、花の都、か』（文理閣、二〇一五年）第六章「大内裏の変貌—平安末から鎌倉中期まで」（初出二〇〇六年）。
- (8) 『吾妻鏡』文治二年五月二十九日条。
- (9) 『玉葉』文治二年八月十九日条。
- (10) 『吾妻鏡』文治二年六月九日条。本日条は八月下旬に入るべき錯簡であることが指摘されている。山本博也「文治二年五月の兼実宛頼朝折紙について」（『史学雑誌』第八八編第二号、一九七九年）。

- (11) 『玉葉』文治二年九月三日条・同月五日条。
- (12) 同じ頃に後白河院は熊野参詣や伝法灌頂などの自身の信仰に必要な経費を源頼朝に進上させている。七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』（吉川弘文館、二〇〇一年）、二四九頁、注二二六。
- (13) 『玉葉』元暦二年七月九日条・同月十二日条。『山槐記』同月十七日条。『吾妻鏡』同月十九日条。
- (14) 『山槐記』文治元年九月二十四日条。
- (15) 『吾妻鏡』元暦二年七月十二日条・同年九月二十一日条・同年十月二十日条。
- (16) 『吉記』文治元年正月二十日条。石田祐一「諸大夫と撰閑家」（『日本歴史』第三九二号、一九八一年）。
- (17) 『吾妻鏡』文治三年六月二十一日条。
- (18) 『玉葉』文治三年五月十五日条・同月十七日条。『吾妻鏡』同年七月二日条。
- (19) 『玉葉』文治三年十月三十日条。
- (20) 後白河院の寵臣として有名な藤原成親による院御所三条殿の造営でさえ、恩賞は叙位と重任・遷任を合わせて五つ（叙位・重任が二つずつ、遷任が一つ）である。『玉葉』承安二年七月二十一日条。『上皇御移徙記』同日条（『圖書寮叢刊 仙洞御移徙部類記』下）。
- (21) 後日、昇叙の代わりに後白河院の感状が与えられた。『吾妻鏡』文治三年十一月二十八日条。
- (22) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）第三部第一章第三節「受領の成功」（初出一九九四年）。
- (23) 『圖書寮叢刊 仙洞御移徙部類記』上。
- (24) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）第三部第一章第一節「一国平均役の確立過程」（初出一九九〇年）。
- (25) 高橋一樹「六条長講堂の機能と荘園群編成」（高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣、二〇〇六年）。

- (26) 『図書寮叢刊仙洞御移徙部類記』上。
- (27) 『吉記』文治四年十二月十九日条に同様の記述がある。
- (28) 藤田勝也『日本古代中世住宅史論』（中央公論美術出版、二〇〇二年）第五章「萱御所の成立」（初出一九八七年）。
- (29) 『吾妻鏡』文治四年十二月十二日条・同月三十日条。
- (30) 『山丞記』文治四年十二月十九日条・同月二十八日条（二十八日は二十日の誤記である）。『図書寮叢刊仙洞御移徙部類記』上。
- (31) 『吾妻鏡』文治五年二月十二日条。
- (32) 『吾妻鏡』文治五年三月十一日条。
- (33) 『吾妻鏡』文治五年閏四月一日条・同月四日条。
- (34) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）第三章第二章第一節「造営経費の調達」（初出一九九二年）。
- (35) 『大日本史料』第四編之二、八六一頁。
- (36) 『猪熊関白記』承元二年十一月二十七日条裏書。『明月記』同日条。
- (37) 『大日本史料』第四編之十二、三六三～三七四頁。
- (38) 川本重雄「土御門烏丸内裏の復元的研究」（『日本建築学会論文報告集』第三三五号、一九八四年）。平山育夫「土御門烏丸殿創建の意義」（『日本建築学会計画系論文集』第五三〇号、二〇〇〇年）。
- (39) 太田静六『寝殿造の研究 新装版』（吉川弘文館、二〇一〇年。初刊一九八七年）第五章第二節「閑院第の研究」（初出一九四三年）。
- (40) 『園太暦』貞和二年七月二十一日条。『吾妻鏡』建暦二年七月八日条・同年十月十九日条は、事始を同年六月二十七日、上棟を十月八日としているが誤りである。
- (41) 『古今著聞集』卷第十一（画図第十六）「紫宸殿賢障子並びに清涼殿等の障子の画の事」に同様の記述が見られる。
- 承元に閑院の皇居焼けて即ち造内裏ありけるに、本は尋常の式に松殿作らせ給ひたりけるを、この度あらためて大内に模して、紫宸・清涼・宜陽・校書殿、弓場、陣の座など、要須の所々たてそへら
- れける。土御門の内裏のかかりける跡とぞ聞えし。地形せばくて紫宸殿の間敷をしめられける時、少々また用捨せられける。
- (42) 『明月記』建暦三年二月二十五日条・同月二十六日条。
- (43) 藤原重雄「林原美術館所蔵『日本古筆手鑑』所収の『明月記』断簡」（『武蔵野文学』第六四集、二〇一六年）。
- (44) 『愚管抄』卷第五。『日本古典文学大系』二二五頁。
- (45) 『山槐記』治承四年六月二十四日条。『玉葉』同年八月二十九日条。
- (46) 細谷勘資「中世宮廷儀式書成立史の研究」（勉誠出版、二〇〇七年）第二編第一章「撰関家の儀式作法と松殿基房」（初出一九九四年）。
- (47) 中山法華経寺「双紙要文」紙背文書。『千葉県の歴史資料編中世2』。中宮の侍が控えるための詰め所。建暦以前の閑院第の場合は『玉葉』安元二年二月二十一日条に「西中門西廊、宮御方侍所也」とある。建暦以後の閑院第の場合は『吾妻鏡』建長二年三月一日条所載「閑院殿造営雜掌目録」に「宮御方侍（付渡屋）」とある。
- (48) 佐藤進一「増訂鎌倉幕府守護制度の研究 諸国守護沿革考証編」（東京大学出版会、一九七二年。初刊一九四八年）。
- (49) 建長元年六月十八日「東大寺年預賢寛申状案」（東京大学所蔵東大寺文書。『鎌倉遺文』七〇八五号）。
- (50) 石井進「石井進著作集 第一卷 日本中世国家史の研究」（岩波書店、二〇〇四年。初刊一九七〇年）第二章「幕府と国衙の一般的関係」（初出一九五七年）。
- (51) 清水亮「鎌倉幕府御家人制の政治史的研究」（校倉書房、二〇〇七年）第二章「鎌倉幕府御家人役賦課制度の展開と「閑東御領」」（初出二〇〇二・二〇〇四年）。
- (52) 建保四年八月十七日「将軍家政所下文」（壬生家文書。『鎌倉遺文』二二五八号）。
- (53) 建暦の閑院第再建と近い時期に行われた承元二年（二二〇八）の六条八幡宮再建や建保二年（二二一四）の園城寺再建は、特定の有力御家

- 人を対象とする大名賦課の形態を取った。七海雅人『鎌倉幕府御家人制の展開』（吉川弘文館、二〇〇一年）、二〇四～二〇六頁、二五九頁。
- (55) 本郷恵子『中世公家政権の研究』（東京大学出版会、一九九八年）第二部第一章「公事用途の調達」。
- (56) 『光親卿記』建暦三年二月二十七日条。『大日本史料』第四編之十二、三七〇頁。
- (57) 上横手雅敬『鎌倉時代政治史研究』（吉川弘文館、一九九一年）「鎌倉幕府と公家政権」（初出一九七五年）。
- (58) 上島亨『日本中世社会の形成と王権』（名古屋大学出版会、二〇一〇年）第三部第一章第三節「受領の成功」（初出一九九四年）。